

市のまちづくり に応じた 独自の工場立地基準

徳島県
鳴門市
(なるとし)



人口：61,611人（H25.3末）

特徴：徳島県の北東部に位置し、大鳴門橋で四国と関西を結ぶ交通の要衝。観光都市であるとともに企業城下町としての側面も持つ。鳴門海峡の「渦潮」や「阿波踊り」で有名。

従来、鳴門市では、工場敷地における緑地面積率等の基準について、市のまちづくりに応じた基準を独自に定めることができず、積極的な企業支援を図る上での課題となっていた。

第2次一括法による工場立地法の改正で、緑地面積率等に係る地域準則の策定、特定工場新設の届出受理・変更命令等の権限が都道府県等からすべての市に移譲。これを受け、鳴門市は、平成25年3月、独自に地域の環境に応じて緑地面積率等の基準を緩和する地域準則を制定。地元企業の積極的な設備投資や企業誘致を図る独自性のあるまちづくりを目指している。



鳴門市内の工場

積極的な企業支援を図る上での課題

従来、工場敷地における緑地面積率等の基準は、国が「工場立地に関する準則」で定めており、都道府県及び指定都市のみが、「緑地面積率等に関する区分ごとの基準」で国が示す範囲内で、国準則に代わる地域準則を定めることができた。

徳島県が定める地域準則条例は、町村部のみを対象としたものであり、鳴門市は対象外であったため、国準則で定められた基準に従う必要があった。

鳴門市が独自に市のまちづくりに応じた基準を定めることができなかったため、積極的な企業支援を図る上での課題となっていた。

また、特定工場新設の届出受理・変更命令等についても、鳴門市に権限がなかったため、市域内での工場新設等の動向把握が難しく、市が企業誘致政策を行う上での課題となっていた。

地域の環境に応じた柔軟な基準設定

第2次一括法による工場立地法の改正で、平成24年4月、緑地面積率等に係る地域準則の策定、特定工場新設の届出受理等の権限が都道府県及び指定都市からすべての市に移譲された。

これを受け、鳴門市は、平成25年3月、工場用地の効率的な活用と企業立地の促進を図るため、「鳴門市工場立地法地域準則条例」を制定（同年4月施行）し、独自に地域の環境に応じて緑地面積率等の基準を緩和することで、市が目指すまちづくりに柔軟に対応することにした。

また、特定工場新設の届出受理等の事務も行うことで、市が企業とつながりを持つ機会も増加し、市域内での工場新設等の動向を把握しやすくなった。

市内経済の活性化と安定した雇用の創出

市が独自に工場敷地における緑地面積率等の基準を、工業地域・準工業地域など工場周辺の環境に応じて弾力的に設定し直すことで、企業の積極的な設備投資を促進し、市内経済の活性化と安定した雇用の創出に資することが期待できる（平成25年度：生産施設増設1件（工業地域において、緑地面積割合10.3%、環境施設面積割合16.4%））。

また、特定工場新設の届出受理等の事務を行うことで、市域内での工場新設等の動向を把握し、市の企業誘致政策へ活かしていくことが期待できる（平成25年度：変更届4件）。

地方分権改革との関連

第2次一括法による工場立地法の改正で、緑地面積率等に係る地域準則の策定、特定工場新設の届出受理・変更命令等の権限が都道府県及び指定都市からすべての市に移譲された。

この結果、地域の実情に精通した市が独自性のあるまちづくりを進めていくことが可能になった。

関係者からのメッセージ



人口減少や少子高齢化が進展する中、活力ある持続可能な地域づくりには企業の発展が欠かせません。地域準則条例の制定が市内企業の積極的な設備投資を促進し、鳴門市の活性化につながればと考えています。

（鳴門市経済建設部商工政策課係長
藤田 卓也氏）

	①工場立地に関する準則（平成10年告示第1号）		②緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準（平成10年告示第2号）		③徳島県		④鳴門市工場立地法地域準則条例（平成25年条例第28号）	
	緑地の面積割合	環境施設（緑地を含む）の面積割合	緑地の面積割合	環境施設（緑地を含む）の面積割合	緑地の面積割合	環境施設（緑地を含む）の面積割合	緑地の面積割合	環境施設（緑地を含む）の面積割合
第一種区域 （住居の用に併せて商業等の用に供されている区域）	20%以上	25%以上	20%～30%以上	25%～35%以上	地域準則条例未制定 （国準則が適用）		条例の定めなし （国準則が適用）	
第二種区域 ＝準工業地域 （住居の用に併せて工業の用に供されている区域）			10%～25%以上	15%～30%以上			10%以上	15%以上
第三種区域 ＝工業専用地域、工業地域 （主として工業等の用に供されている区域）			5%～20%以上	10%～25%以上			5%以上	10%以上
第四種区域 （第一種区域、第二種区域及び第三種区域以外の区域）			5%～25%以上	10%～30%以上			5%以上 （市長が規則で定める地域）	10%以上 （市長が規則で定める区域）

※① 国準則→地域準則を条例で定めていない場合は、この基準による。

② ①に代えて適用する地域準則を条例で定める場合の基準

③ ②に基づき定める都道府県の地域準則条例→徳島県は地域準則条例未制定であったため、鳴門市には国準則が適用されていた。

④ ②に基づき、権限移譲を受けた鳴門市が定める地域準則条例（平成25年4月1日施行）